

国道117号沿道における屋外広告物の設置基準

飯山市 まちづくり課

〔長野県屋外広告物条例に基づく国道117号特別規制および飯山市沿道景観維持に関する指導要綱による〕

■規制対象区間

区分	区間	範囲
第1種地域	上信越自動車道 豊田飯山IC ~ 市道2-120号との交差点(伍位野交差点)	両側各200m以内
第2種区域	市道2-120号との交差点(伍位野交差点) ~ 清川橋	// 100m以内
第3種区域	清川橋 ~ 市道7-397号との交差点(「黄金石入口」信号北約600m)	// 30m以内
第1種区域	市道7-397号との交差点(「黄金石入口」信号北約600m) ~ 野沢温泉村との境界	// 200m以内

■設置許可基準

区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
広告物の種類			
すべての広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩 彩度 8以下 地色に赤および黄の原色使用不可 ・反射光のある素材および蛍光・夜光塗料使用不可 ・動光、点滅照明および回転灯、フラッシュ、ネオン類不可 ・屋上また屋根面への設置・表示不可 ・同一敷地内では30m以上の間隔をあける 		
店舗等自己用敷地内に物設置	色数	3色以内(地色含む、また表示面積の1/5以内のシンボルマークは除く)	4色以内(地色含む、また表示面積の1/5以内のシンボルマークは除く)
	表示面積の総量	10㎡以下	総量規制なし
	壁面広告物	壁面積に対する表示面積割合 20%以下	同 30%以下
	袖看板	<ul style="list-style-type: none"> ・表示総面積5㎡以下 ・上端は軒より高くないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面からの出幅 1m以下 ・下端の高さ 道路から4.7m以上
	地上設置広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積 1面5㎡以下かつ合計10㎡以下 ・高さ 5m以下 	
店舗等の敷地以外に設置する広告物	<ul style="list-style-type: none"> 次の①、②に該当するもの以外設置不可 ①自己の営業に関し、店舗等の道路の向い側に表示するもので、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・表示面が縦0.55m、横1.8m以下の長方形のもの ・高さ 5m以下 ・色数 3色以内 ・1基に限る ②著名な地点または公共的施設への案内のためのもので、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・表示面が縦0.55m、横1.8m以下の長方形のもの ・高さ 5m以下 ・紺地に白文字または白地に紺文字もしくはこげ茶地に白文字 		<ul style="list-style-type: none"> ・色数：3色以内(地色含む、また表示面積の1/5以内のシンボルマークは除く) ・その他、上記「店舗等の敷地内に設置する自己用広告物」と同じ

◎適用除外となる広告物

- (1) 国または地方公共団体が設置・表示するもので、公益上必要と認められるもの
- (2) 祭典その他慣例上使用するもの
- (3) 一時的または仮設的なもので、表示期間30日を超えないもの
- (4) 交通安全、公衆衛生、水火災警報、その他公益に関する宣伝告知など営利を目的にしないもの
- (5) 第1種地域の店舗等敷地内に設置・表示する自己用広告物で、次のア～ウすべてに該当するもの
 - ア. 表示面積の合計が3㎡以下のもの
 - イ. 動光、点滅照明類およびネオン類を使用しないもの。また反射光のある素材を使用しないもの
 - ウ. 地上設置広告物にあつては高さ5m以下のもの
- (6) 第2種または第3種地域に設置・表示するもので、次のア～ウすべてに該当するもの
 - ア. 表示面積が1面3㎡以下かつ合計6㎡以下のもの
 - イ. 動光、点滅照明類およびネオン類を使用しないもの。また反射光のある素材を使用しないもの
 - ウ. 地上設置広告物にあつては高さ5m以下のもの

屋外広告物の規制対象路線図

